※注意：この契約条項は標準様式であり、入札条件に応じて、不要な条項を削除する。

# 複合機（△△）賃貸借及び保守契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と□□□□（以下「乙」という。）とは、次の条項により複合機の賃貸借及び保守に関する契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（品名及び数量）
第１条　甲が乙から賃借する複合機の機種(機能)、機種名及び数量は、次のとおりとする。

| 機　　種　（機能） | 機　種　名 | 数量 |
|---|---|---|
| ◇－２（コピー、プリンタ、ファクシミリ、スキャナ機能） | □□ | ○台 |

（賃貸借仕様書）
第２条　複合機の機種機能等については、この契約条項に定めるもののほか、別添複合機の賃貸借仕様書（以下「賃貸借仕様書」という。）によるものとする。

（賃貸借期間）
第３条　賃貸借期間は平成２５年５月１日から平成２９年４月３０日までとする。ただし、平成２６年度以降において、この契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。なお、平成２９年４月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

（複合機の設置所属）
第４条　複合機の設置及び管理を行う甲の所属（以下「設置所属」という。）は、次のとおりとする。

| 設置所属 | 設置所属所在地 |
|---|---|
| 鳥取県企業局□□ | □□□ |

（複合機の引渡し）
第５条　乙は、複合機を設置所属が指定する設置場所に、平成２５年４月３０日までに納入し、甲が使用できる状態で引き渡さなければならない。

（賃借料単価）
第６条　１月あたりの賃借料は、■■■円（うち消費税及び地方消費税の額■■円）とする。

（保守料単価）
第７条　複写片面１枚当たりの保守料単価（消費税及び地方消費税抜き）は、次のとおりとする。

| 区分 | 保守料単価 |
|---|---|
| 黒 | ■．■■円 |
| カラー | ■．■■円 |

（複写枚数）
第８条　乙は、毎月末日にその月に使用した複写枚数を算出し、設置所属の確認を受けなければならない。
２　乙は複写枚数の算出に当たっては、乙が複合機の保守に当たって、複合機の点検と調整のために

使用した枚数及び乙の責めに帰すべき事由により使用した枚数を控除するものとする。

（契約保証金）
《契約保証金免除の場合》
第９条　契約保証金は、これを免除する。

《契約保証金納付の場合》
第９条　乙は、契約締結と同時に契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。
２　甲は、乙がこの契約の内容を履行したときは、乙の請求により遅滞なく前項に定める契約保証金を乙に還付する。

（権利義務の譲渡等）
第１０条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（機密の保持）
第１１条　乙は、保守等の実施に当たって知り得た業務上の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
２　前項の規定は、この契約の終了後又は契約が解除された後も同様とする。

（複合機の保守及び維持管理）
第１２条　乙は、甲が常時良好な状態で複合機を使用できるように技術員を複合機の設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。
２　複合機が故障した場合、甲の要請により、乙は直ちに技術員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復しなければならない。第１９条第１項に規定する場合を除き、乙はその費用を負担する。

（消耗品の供給）
第１３条　ドラム、現像剤、オイル、ベルト、ブレード等は、乙の技術員の点検又は甲の通知に基づき、コピー品質維持のために乙が必要と認めた場合、乙はこれを取り替える。
２　乙の指定する者の巡回又は甲の申出に基づき、乙はその他の消耗品を適宜供給する。

（複合機及び消耗品の所有権）
第１４条　複合機及び消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって管理及び使用しなければならない。

（設置所属及び設置場所の変更）
第１５条　甲は、設置所属及び設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合において複合機の移動は乙が実施する。

（保険）
第１６条　乙は、自己の責任において、賃貸借する複合機に動産総合保険を付保するものとする。

（複合機及び消耗品等の返還、撤去）
第１７条　第３条、第２４条又は第２５条の規定によりこの契約が終了した場合は、甲は複合機及び消耗品等を速やかに乙に返還しなければならない。
２　乙は賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除されたときは、速やかに複合機を撤去しなければならない。

（損害）
第１８条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、天災その他やむを得ない理由による場合及び甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第１９条　乙は、甲が故意又は重大な過失によって複合機に損害を与えた場合、その損害を甲に請求することができる。
２　前項の損害賠償の額は甲乙が協議して定めるものとする。この場合において、乙の付保する動産総合保険で補てんされる額は、この損害額から控除するものとする。

（料金の支払）
第２０条　賃借料及び料金の算出は、複合機１台ごとに行うものとする。
２　乙は第８条の規定により算出した複合機１台ごとの複写枚数に第７条に規定するそれぞれの保守料単価を乗じて得た金額（それぞれ１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の合計金額に当該合計金額の５パーセントに相当する額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額及び第６条に規定する賃借料を甲に対して請求するものとする。
３　甲は、乙から正当な請求書を受理した日から３０日以内に料金を乙に支払うものとする。甲が正当な理由なくその期間内に支払を完了しないときは、乙は未払金額に対し、遅延日数１日につき契約締結日現在において鳥取県会計規則（昭和３９年鳥取県規則第１１号。以下「会計規則」という。）第１２０条第１項に規程する率を乗じて得た金額とする。

（履行遅延による違約金）
第２１条　乙の責めに帰すべき事由により賃貸借期間の始期に複合機を借り受けることができない場合は、甲は違約金の支払を乙に請求することができる。
２　前項の違約金は、第７条の規定による保守料単価に賃貸借仕様書中６のそれぞれの年間複写使用見込枚数を乗じて得た金額（それぞれ１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の合計金額に、当該合計金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）及び第６条に規定による賃借料の年間分の合計金額（以下「年間支払見込額」という。)に対し、会計規則第１２０条第１項に規定する率を乗じて得た金額とする。

（かし担保）
第２２条　賃貸借開始後、かしが発見された場合、乙は無償で補修及び追完を行うものとする。
２　前項の規定による乙の責任は、第３条の賃貸借期間開始の日から１５か月以内に請求があった場合に限る。

（保守料単価の改定）
第２３条　賃貸借期間中は、保守料単価の改定は行わない。ただし、物価の変動、その他経済事情が著しく変化し、保守料単価を改定する必要が生じた場合は、保守料単価の改定の２か月前までに甲乙協議の上決定する。

（契約の解除）
第２４条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（１）特別の理由なくして乙が賃貸借期間の始期を過ぎても契約を履行しないとき、又は履行の見込みが、明らかにないと認められるとき。
（２）乙の責めに帰すべき理由により、業務を遂行する見込みがないとき。
（３）乙がこの契約に違反し、その違反により、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
（４）甲において、乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条に違反する行為又は刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条に規定する行為をしたと認めたとき。
（５）甲の都合により、解約の要を生じたとき。
２　前項第１号から第４号までの規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、違約金として年間支払見込額の１０分の１に相当する金額を甲に支払うものとする。
３　第１項第５号の規定によりこの契約を解除する場合、甲は契約解除の２か月前までに文書により乙に通知する。この場合において、乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の賠償を請求することができるものとし、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（暴力団の排除）
第２５条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
（２）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
ア　暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
イ　暴力団員を雇用すること。
ウ　暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
エ　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
オ　暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
カ　役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
キ　暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
２　前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、違約金として年間支払見込額の１０分の１に相当する金額を甲に支払うものとする。

（賠償の予定）
第２６条　乙が第２４条第１項第４号に該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、賠償金として年間支払見込額の１０分の２に相当する額を甲に支払わなければならない。複合機の賃貸借開始後においても同様とする。

（合意管轄裁判所）
第２７条　この契約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

（契約外の事項）
第２８条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年４月〇日

甲　鳥取市東町一丁目２７１番地
鳥取県
鳥取県知事　平井　伸治

乙

別添

# 複合機の賃貸借仕様書

１　複合機の機種機能

複合機は、別紙に掲げる仕様以上の機能を有する機種とする。

なお、新品機ではないがリサイクルパーツ等により再生処理し、新品同様で検査を受け製造メーカーが保証した未使用機も可とするが、点検整備等オーバーホールのみを行った中古機は不可とする。

２　賃借料及び保守料に含まれる経費

賃借料及び保守料には、それぞれ次に掲げる経費を含むものとする。

（１）賃借料

複合機の搬入、設置、撤去、搬出、設定、付保する動産総合保険等に要する一切の経費

なお、ファクシミリ回線のマルチポート装置を要する複合機については、当該装置の経費も賃借料に含むものとする。

（２）保守料

修繕、トナー交換及び消耗品（用紙及びステイプルを除く。）の供給に要する一切の経費

３　搬入時の作業等

（１）ネットワークプリンタ、スキャナが機能するために必要なソフトウェア、ドライバ（以下「ソフトウェア等」という。）の入ったＣＤ－ＲＯＭ、ネットワークプリンタ設定マニュアル、ネットワークスキャナ設定マニュアルを設置所属に納入し、接続するＬＡＮパソコンへのソフトウェア等の導入及び設定並びに複合機に必要な設定が行えるようにすること。

なお、複合機１台につきＣＤ－ＲＯＭ及び各マニュアルを各１部納入すること。

（２）ネットワーク接続後、設置所属の指定する庁内ＬＡＮパソコン１台以上を使用し動作確認を行うこと。

（３）ファクシミリ機能付きの機種の場合、既存設置機種に登録されている情報の更新機種への移行は不要とする。

（４）搬入後、設置所属の担当職員に、ソフトウェア等のインストール作業、庁内ＬＡＮパソコン及び複合機の設定並びに操作に関する説明を行うこと。その際、省資源に有効な機能等は必ず説明すること。

（５）庁内ＬＡＮパソコン更新時又は庁内ＬＡＮパソコンログオンパスワード変更時の再設定のため、（１）の取扱説明書を抜粋したわかりやすいマニュアルを、複合機の搬入が完了した後速やかに企業局経営企画課に電子媒体で１部納入すること。

４　ファクシミリ機能（マルチポート対応）

次の表に掲げる所属に設置する複合機については、マルチポート対応とする。（オプション対応可）

| 複合機設置所属 | 台数 | ポート数等 |
|---|---|---|
| 企業局□□ | ○台 | ○（Ｇ３（又はスーパーＧ３）） |

５　保守及び維持管理業務の内容

（１）保守対応時間は、県の機関の開庁日の午前８時30分から午後５時15分までとする。

※県の機関の開庁日・・・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年１月３日までの日を除く日

（２）保守員は複合機が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術員とする。

（３）複合機の使用頻度に応じ、故障が生じないよう必要に応じて点検整備作業を行うこと。

（４）修理点検依頼があった場合、連絡を受けてから原則として60分以内に作業を開始すること。（受注者が鳥取県との間で賃貸借契約した他の複合機対応中の場合を除く。）

（５）頻繁に故障が生じ正常な状態で使用できない複合機に対しては、受注者の負担により速やかに代替機を配置すること。

（６）トナーカートリッジ（トナーボトル）等の消耗品は、不足が生じないように補充をすること。

（７）使用済トナーカートリッジ（トナーボトル）の回収は速やかに行い、回収後は環境に配慮した取組を行うこと。

（８）設置先の複合機の状況を常に把握し、必要に応じて設置所属に報告するとともに、設置所属職員に操作指導をすること。

６　年間複写使用見込枚数

平成25年度以降の年間複写使用見込枚数　　黒　○，○○○枚、カラー　○，○○○枚

ただし、年間複写使用見込枚数は、最低数値として保証するものではない。

別紙

●納入分　複合機(△、△速機)

| 項　　目 | | | ◇－2(コピー＋ファクシミリ＋プリンタ＋スキャナ) |
|---|---|---|---|
| 機種 | 機能 | (1)複写方式 | デジタル方式 |
| | | (2)最大原稿サイズ | ◆ |
| | | (3)複写サイズ | ◆～◆ |
| | | (4)連続複写速度 | ▲　◆枚/分以上　●　◆枚/分以上 |
| | | (5)複写倍率 | 3段階以上の縮小及び3段階以上の拡大固定倍率、25～400%のズーム機能の両方装備 |
| | | (6)給紙段数 | トレイ4段＋手差し(うち3段の給紙容量は1段当たり500枚以上) |
| | | (7)自動両面機能 | 装備 |
| | | (8)プリンター機能 | 装備 |
| | | (9)スキャナー機能 | 装備 |
| | | (10)ファクシミリ機能 | 装備 |
| | | (11)枠・センター消去機能 | 装備 |
| | | (12)自動原稿送り装置 | 装備 |
| | | (13)後処理 | ソート |
| | | (14)電源・最大消費電力 | 100V、15A、1.5kW以下 |
| | | (15)低電力設計 | 一定時間操作しない状態が続いたとき自動的に低電力モードになること |
| | | (16)インターフェイス | イーサネット(100BASE-TX/10BASE-T)対応 |
| | | (17)通信プロトコル | TCP/IP |
| | | (18)ネットワーク機能 | LAN接続可能であること。サーバーを必要とせずにネットワーク接続が可能であること(パソコンからネットワーク経由で直接プリントできること。複合機からネットワーク経由でスキャンデータを直接パソコンに送ることができること)。 |
| | | (19)対応OS(※1) | Windows2000, XP, Vista, 7、8 |
| | その他 | (20)国際エネルギースタープログラム基準(※2) | 適合 |
| | | (21)グリーン購入法(※2) | 適合 |
| | | (22)古紙パルプ配合率100%の再生紙・裏面利用紙の使用 | 対応可 |

※1 サービスパックが提供されているOSについては、最新のサービスパックに対応していること。ただし、標準仕様で対応していない場合は、複合機メーカーから無償で提供されるプリンタドライバ等での対応も可とする。

※2 国際エネルギースタープログラム基準及びグリーン購入法等の関係法令、基準は最新のものを適用する。

ネットワークプリンタ、スキャナ機能

(1)ネットワークプリンタ機能について

・プリンタ機能が付加された複合機は次の操作ができること。

プリントサーバ等を利用せず、各パソコンネットワーク経由で直接印刷可能であること。

配置先所属の職員全員がネットワークプリンタとして利用できるものとすること。

パソコン上の操作で両面印刷が可能であること。

(2)スキャナ機能について

次のア、イいずれかの要件を満たしていること。

| | |
|---|---|
| ア | ・スキャナ機能が付加された複合機は複合機上から次の操作ができること。<br>複数枚原稿の連続読込、保存形式の指定(PDFファイル(必須)、画像ファイル形式等。)、パソコン共有フォルダへのデータ送信<br>・別途サーバアプリケーション・クライアントアプリケーション等を利用することなく、SMBプロトコルを用いて複写機本体でスキャンしたデータを指定した共有フォルダに送信可能なこと。<br>(ただし、パソコン側での操作なしに無料クライアントアプリケーション利用によりスキャンしたデータをパソコンのフォルダに送信可能な場合に限りSMBプロトコルを用いないアプリケーションの利用を可とする。アプリケーションを利用する場合であっても、複合機でPDF文書を自動生成した上で、パソコンのフォルダにデータを送ること。アプリケーションによるPDF化は不可。また、無料アプリケーションであっても一定期間を経過すると使用できなくなるアプリケーションは不可。)<br>・複合機からPDFファイルで送信可能、パソコンにPDFファイルで保存可能であること。 |
| イ | ・TWAIN準拠ドライバ、無料クライアントアプリケーションによりデータをパソコンに引取ることが可能であること。ただし、無料アプリケーションであってもPDF化できないアプリケーション、一定期間を経過すると使用できなくなるアプリケーションは不可。 |

(3)ネットワークプリンタ、スキャナが機能するために必要なソフトウェア、ドライバ等について

Windows2000, XP, Vista, 7、8のいずれにも対応すること。(※1)